

市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金

亀岡市内での事業活動に充てることを目的とした寄附金で、以下の団体に対する寄附金が対象となります

※令和元年7月1日現在

	団体名	住所	その他
1	更正保護法人 京都府更生保護協会	京都市上京区烏丸通今出川上る西入岡松町255	
2	公益財団法人 京都地域創造基金	京都市下京区五条通高倉西入る万寿寺町143 いづつビル3階	亀岡市における事業活動への助成を対象とした寄附金で、寄附金受領証により確認できるものが対象です。
3	学校法人 永守学園	京都市右京区山ノ内五反田町18	①寄附金を申告する時は、特定公益増進法人である旨の証明書の写しも必要です。 ②亀岡市における事業活動への助成を対象とした寄附金で、寄附金受領証により確認できるものが対象です。